



市章

大津市公報

令和3年4月1日
第47号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告 示

- 63 道路の区域の決定について..... 1
- 64 道路の区域の変更について..... 1
- 65 道路の供用の開始について..... 2
- 88 平成8年告示第65号（政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例に基づ
く報告書の閲覧場所の指定について）の一部改正..... 2
- 89 平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額につい
て）の一部改正..... 2
- 90 公印の新調について..... 3
- 91 公印の印影を縮小したものの印刷について..... 3
- 92 平成6年告示第30号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務局の職員及び教育
委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて）の一部改正..... 4
- 93 包括外部監査契約の締結について..... 4
- 94 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定について..... 4
- 95 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について..... 4
- 96 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービ
ス事業者の指定について..... 5
- 97 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業
者の指定について..... 5
- 98 令和3年度の一般廃棄物処理実施計画について..... 5

○ 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5

告 示

大津市告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、令和3年3月15日から同年4月5日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

大津市長 佐藤 健 司

| 路 線 名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----------|---|-----------------|---------------|
| 市道幹1075号線 | 大津市真野一丁目4012番1地先から 大津市真野一丁目4114番地先まで | 16.0～20.5 | 158.5 |
| 市道中1405号線 | 大津市勸学二丁目字三二六169番3地先から 大津市鏡が浜学名村川116番14地先まで | 6.5～15.0 | 446.0 |

(令和3年3月15日揭示済)

大津市告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年3月15日から同年4月5日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

| 路 線 名 | 区 間 | 変 更 の 前 後 の 別 | 敷 地 の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----------|--|------------------|---------------------|---------------|
| 市道北2314号線 | 大津市本堅田五丁目字蔵所2340番2地先から 大津市本堅田五丁目字蔵所2340番2地先まで | 変更前 | 3.6~5.4 | 17.0 |
| | | 変更後 | 4.6~6.0 | |

(令和3年3月15日揭示済)

大津市告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年3月15日から同年4月5日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|-----------|--|-----------|
| 市道幹1075号線 | 大津市真野一丁目4012番1地先から 大津市真野一丁目4114番地先まで | 令和3年3月15日 |
| 市道北2314号線 | 大津市本堅田五丁目字蔵所2340番2地先から 大津市本堅田五丁目字蔵所2340番2地先まで | 令和3年3月15日 |
| 市道中1405号線 | 大津市勸学二丁目字三二六169番3地先から 大津市鏡が浜字名村川116番14地先まで | 令和3年3月15日 |

(令和3年3月15日揭示済)

大津市告示第88号

平成8年告示第65号（政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例に基づく報告書の閲覧場所の指定について）の一部を次のとおり改正する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

「大津市役所政策調整部市長公室」を「大津市役所政策調整部秘書課」に改める。

大津市告示第89号

平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

表堅田なぎさ苑の項を削り、同表伊香立環境交流館の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|---------------|-------|-------|--------|-----|-----------|------|-----|
| 和邇コミュニティーセンター | 第1会議室 | 62.00 | 1時間につき | 290 | 蛍光灯36W24個 | 机、いす | 36人 |
| | 第2会議室 | 86.00 | 1時間につき | 290 | 蛍光灯36W24個 | 机、いす | 36人 |
| | 第3会議室 | 77.00 | 1時間につき | 290 | 蛍光灯36W24個 | 机、いす | 30人 |
| | 第4会議室 | 51.00 | 1時間につき | 290 | 蛍光灯40W9個 | 机、いす | 24人 |
| | 第5会議室 | 51.00 | 1時間につき | 290 | 蛍光灯40W9個 | 机、いす | 24人 |

表伊香立コミュニティーセンターの項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|--------------|------|--------|--------|-----|-----------|------|------|
| 坂本コミュニティセンター | 大会議室 | 154.00 | 1時間につき | 720 | 蛍光灯40W40個 | 机、いす | 100人 |
| | 小会議室 | 36.00 | 1時間につき | 130 | 蛍光灯40W12個 | 机、いす | 18人 |

表平野コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|--------------|-------|--------|--------|-----|--|------|------|
| 大石コミュニティセンター | 大会議室 | 170.31 | 1時間につき | 720 | LED灯 43.1W7個 16.4W18個 39.4W16個 17.0W6個 | 机、いす | 120人 |
| | 中会議室 | 44.36 | 1時間につき | 130 | LED灯44.3W6個 | 机、いす | 24人 |
| | 小会議室1 | 34.33 | 1時間につき | 130 | LED灯44.3W4個 | 机、いす | 18人 |
| | 小会議室2 | 34.45 | 1時間につき | 130 | LED灯44.3W4個 | 机、いす | 18人 |

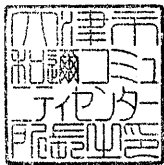
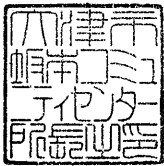

大津市告示第90号

公印を新調したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

職印

| 公印の名称 | 用途 | 管守者 | 使用開始期日 | 印影 |
|---------------------|---|----------------|----------|---|
| 大津市和邇コミュニティセンター所長之印 | 和邇コミュニティセンターの使用許可書 その他の和邇コミュニティセンター所長名をもって発する文書用 | 和邇コミュニティセンター所長 | 令和3年4月1日 |  |
| 大津市坂本コミュニティセンター所長之印 | 坂本コミュニティセンターの使用許可書 その他の坂本コミュニティセンター所長名をもって発する文書用 | 坂本コミュニティセンター所長 | 令和3年4月1日 |  |
| 大津市大石コミュニティセンター所長之印 | 大石コミュニティセンターの使用許可書 その他の大石コミュニティセンター所長名をもって発する文書用 | 大石コミュニティセンター所長 | 令和3年4月1日 |  |

大津市告示第91号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

職印

| 公印の名称 | 公印番号 | 管 守 者 | 縮小した寸法 | 縮小したものを印刷した文書の名称 |
|-----------|------|--------|-----------|------------------|
| 滋賀県大津市長之印 | 1 | 福祉政策課長 | 方11ミリメートル | 紙おむつ受給券 |
| | | 長寿政策課長 | | |

大津市告示第92号

平成6年告示第30号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

前文中「和邇公民館並びに」及び「施設の在り方及び管理手法の検討に関するもの並びに」を削る。

大津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
金 志煥 神戸市北区花山中尾台2丁目3番地の6
- 2 契約の期間の始期
令和3年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

大津市告示第94号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次のものを指定した。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|------------|---------------|-----------------|---------------|------------|----------|------------|
| ミライク大津唐崎教室 | 大津市あかね町13番12号 | 株式会社G I F T e r | 大津市あかね町13番12号 | 放課後等デイサービス | 令和3年4月1日 | 2550100123 |

大津市告示第95号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|--------|---------|--------|------------|-------|-------|
|--------|---------|--------|------------|-------|-------|

| | | | | | |
|-----------|---------------|-------|---------------|----------|------------|
| 相談支援事業所トモ | 大津市穴太三丁目2番12号 | 合同会社共 | 大津市南志賀四丁目5番9号 | 令和3年4月1日 | 2570100038 |
|-----------|---------------|-------|---------------|----------|------------|

大津市告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|------------------|--------------|------------------|--------------|-------------|----------|------------|
| 療養通所 a l w a y s | 大津市追分町16番21号 | 合同会社 B r i d g e | 大津市追分町14番7号 | 共生型生活介護 | 令和3年4月1日 | 2510102078 |
| ショートステイ るみえ | 大津市大萱四丁目3番7号 | オールスマイル株式会社 | 大津市大萱四丁目3番7号 | 短期入所 | 令和3年4月1日 | 2510102094 |

大津市告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|-----------|---------------|--------|---------------|----------|------------|
| 相談支援事業所トモ | 大津市穴太三丁目2番12号 | 合同会社共 | 大津市南志賀四丁目5番9号 | 令和3年4月1日 | 2530100268 |

大津市告示第98号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和3年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第25条の規定により告示する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年3月18日

大津市長 佐藤 健 司

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の地名・地番 | 面積 | 検査済証 | |
|--|---|------------------------------------|-----------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 倉敷市玉島服部字弥高3788番地1 社会福祉法人三穂の園 理事 岡 良夫 | 開発区域 大津市小野字クルゲ295番1及び296番 開発行為に関する工事の区域 | 開発区域 1,391.19㎡ 開発行為に関する工事の区域 | 令和3年3月12日 | 第1563号 |

| | | | | |
|--|---|---------|--|--|
| | 大津市小野字クルゲ294番 2及び295番2並びに上記 地先大津市法定外道路及び 普通河川等 | 515.40㎡ | | |
|--|---|---------|--|--|

(令和3年3月18日揭示済)